



2026年5月22日

各 位

会社名 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大谷 利興  
コード 3779  
問合せ先 業務管理統括本部 部長 丸山 博之  
(電話 03-5114-0761)

## (開示事項の経過) 連結子会社における控訴判決に関するお知らせ

当社の連結子会社であるSmartcon inc. は、2025年9月29日付「(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟判決及び控訴の提起に関するお知らせ」にて公表しておりますSmartcon Inc. が控訴いたしました損害賠償請求訴訟(以下、「本訴」といいます。)につきまして、2026年5月21日にソウル高等裁判所より判決が言い渡され、本日正本を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本訴提起の概要

(1) 判決のあった裁判所及び年月日

裁判所：ソウル高等裁判所

判決年月日：2026年5月21日

(2) 訴訟を提起したもの(原告)

①名称：Smartcon inc.

②住所：大韓民国ソウル市江南区テヘラン路418

③代表者：代表理事 尹 喜重

(3) 訴訟を提起した相手(被告)

名称：パク・ミョンオク氏

#### 2. 判決に至るまでの経緯

2024年12月24日付「連結子会社における控訴棄却に関するお知らせ」で公表しておりますとおりSmartcon Inc. は株式会社Iron motors(韓国法人)への控訴が棄却されたため、本件に係る債権については全額を損失として計上済みです。並行してSmartcon inc. は2023年8月14日付「(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟提起に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり不正取引に基づく換金を行ったことを理由として不法行為に基づく訴訟を提起してまいりました。当該訴訟に対する判決が下されましたが、被告への請求が満足できる内容でなかったため、当該判決を不服とし、原告と被告の双方が控訴したものであります。

### 3. 判決の内容

- (1) 第1審判決中、下記で追加で支給を命じる金額に該当する原告敗訴部分を取り消す。  
被告は原告に147百万ウォン(約16百万円)及びこれに対して2023年5月8日から2026年5月20日までは年5%の、その翌日から全て返済する日までは年12%の各比率で計算した金を支給せよ。
- (2) 原告のその他の控訴及び被告の控訴をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟総費用中75パーセントは原告が、25パーセントは被告が負担する。
- (4) 第1項中の金銭支給部分は仮執行することができる。

※第1審の判決で認定された98百万ウォン(約10百万円)等とは別に上記判決で147百万ウォン(約16百万円)が認められる内容となります。

### 4. 今後の見通し

当社といたしましては、本訴の判決に対して弁護士と対応を協議しておりますが、すでに本件に係る債権は全額を損失として計上しており、業績に与える影響は軽微と見込んでおります。今後は債権を回収できるよう対応していく予定ですが、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上